

「飼料用米多収日本一」についてよく寄せられる質問と回答

Q 1 集落営農組織内で飼料用米を作付けている個人は、当該集落営農組織とは別に「飼料用米多収日本一」に応募することはできるか。

A 1 当該個人が集落営農に販売委託を行っている場合など「経営所得安定対策実施要綱ⅠVの第2の3の交付対象者」とならない場合であっても、当該個人が飼料用米の栽培方法を主体的に決定できるのであれば対象となります。

ただし、集落営農と当該個人が共に「飼料用米多収日本一」に申請する場合、対象ほ場の重複は認められません。

その場合、「参加申込書」及び「生産数量報告書」に添付する必要書類には、経営所得安定対策等実施要綱に定める様式とは別に、当該個人が作付けている面積や出荷数量がわかる根拠書類が必要となります。

Q 2 今年から多収品種による取組を行うが、応募することはできるか。

A 2 応募することができます。「飼料用米多収日本一」出品調査書の「前年(27年)産の多収性専用品種の全収穫量」は【参考】となりますので、実績がある場合のみ記載をお願いします。

Q 3 生育状況を踏まえ、出品調査書に記載した取組を変更しても良いか。また、仮に変更した場合はどのような手続きが必要になるか。

A 3 原則的には「飼料用米多収日本一」出品調査書に記載された通り取り組んでいただくこととなりますが、その時々¹の気象条件や生育状況により、記載と異なる管理が必要になった場合は、記載によらず、多収に向けて最も適する栽培管理を行ってください。このような事情によって記載した取組が変更になる場合でも特段の手続きは必要ありません。

なお、収穫量の実績に基づいて表彰対象者とされた出品者に対して、28年産における多収の取組内容を別途ヒアリングすることがあります。

Q 4 気象条件等の影響により、単収が低くなった場合は、申請の取り下げが必要か。

A 4 申請の取り下げは必要ありません。参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、実施要綱別紙 12-2 等に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書を作成し、根拠書類の写しと共にブロック事務局に提出願います。